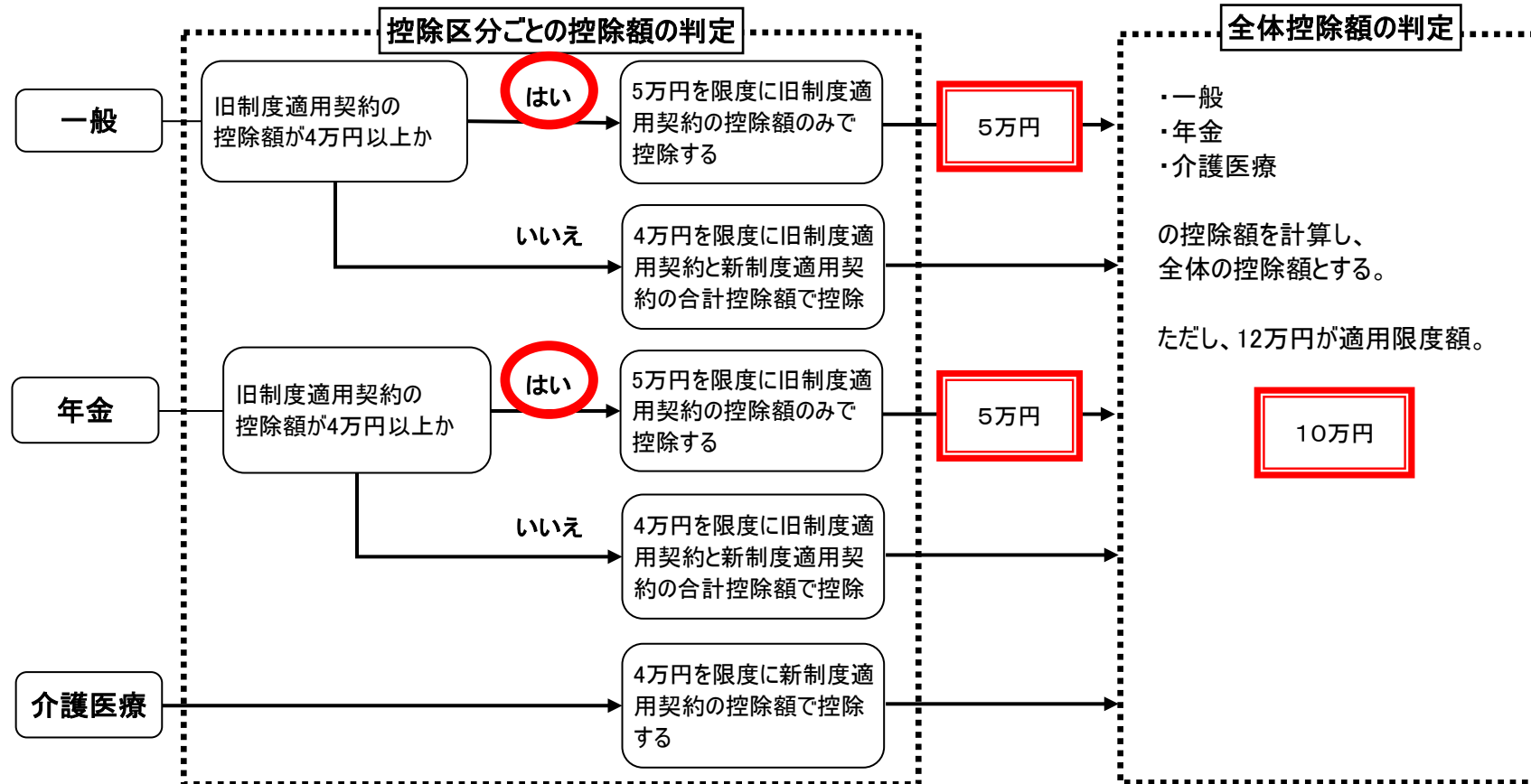


平成24年以降の生命保険料控除額の算定要領

旧制度適用契約のみ加入のケース

加入例

	契約年月日	保険種類	適用制度	対象の保険料控除	年間支払保険料	控除額
【契約1】	平成18年4月1日	定期保険	旧制度	一般生命保険料控除	110,000	50,000
【契約2】	平成18年4月1日	年金保険	旧制度	個人年金保険料控除	110,000	50,000

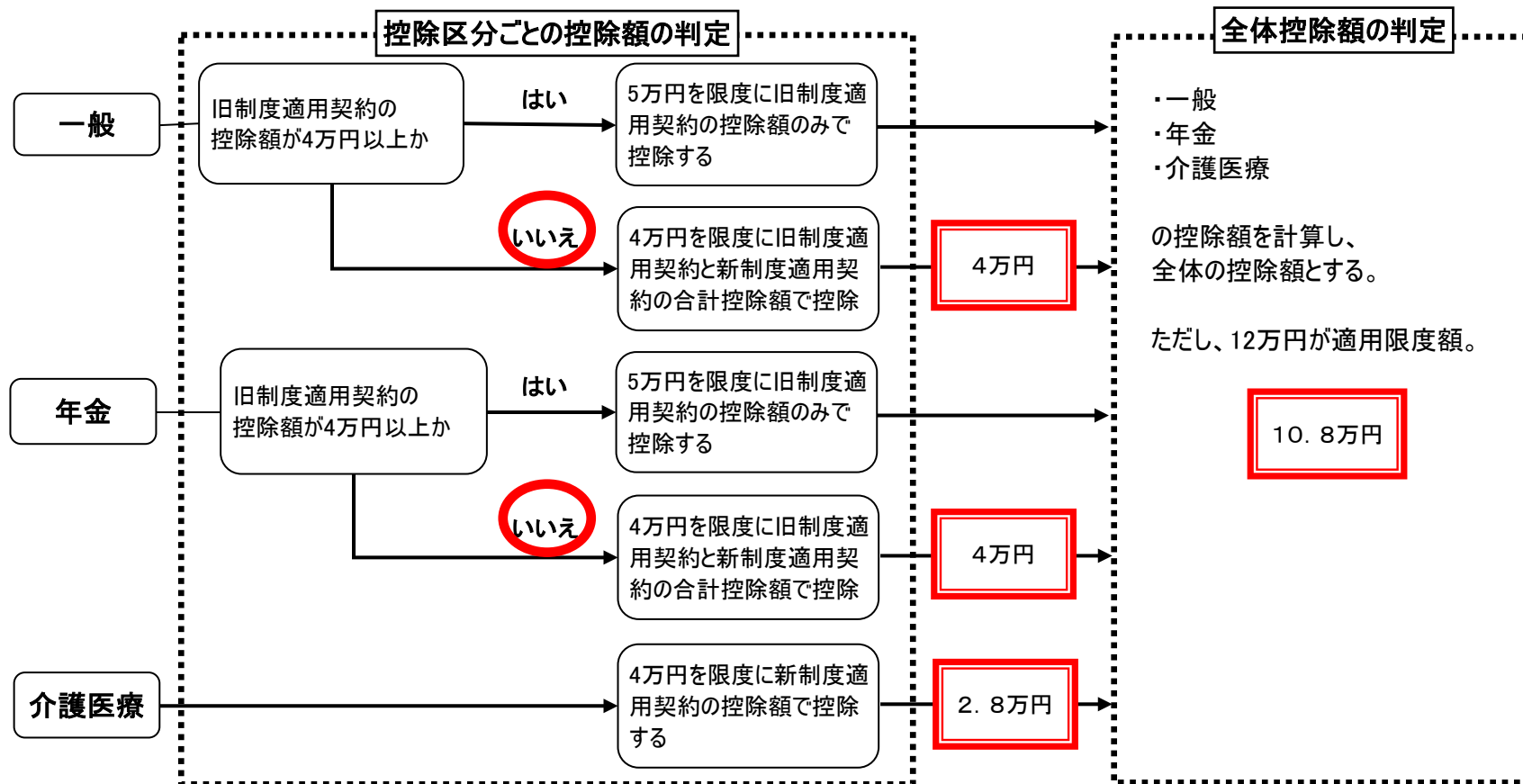


平成24年以降の生命保険料控除額の算定要領

新制度適用契約のみ加入のケース

加入例

	契約年月日	保険種類	適用制度	対象の保険料控除	年間支払保険料	控除額
【契約1】	平成24年4月1日	定期保険	新制度	一般生命保険料控除	180,000	40,000
【契約2】	平成24年4月1日	年金保険	新制度	個人年金保険料控除	120,000	40,000
【契約3】	平成24年4月1日	医療保険	新制度	介護医療保険料控除	36,000	28,000



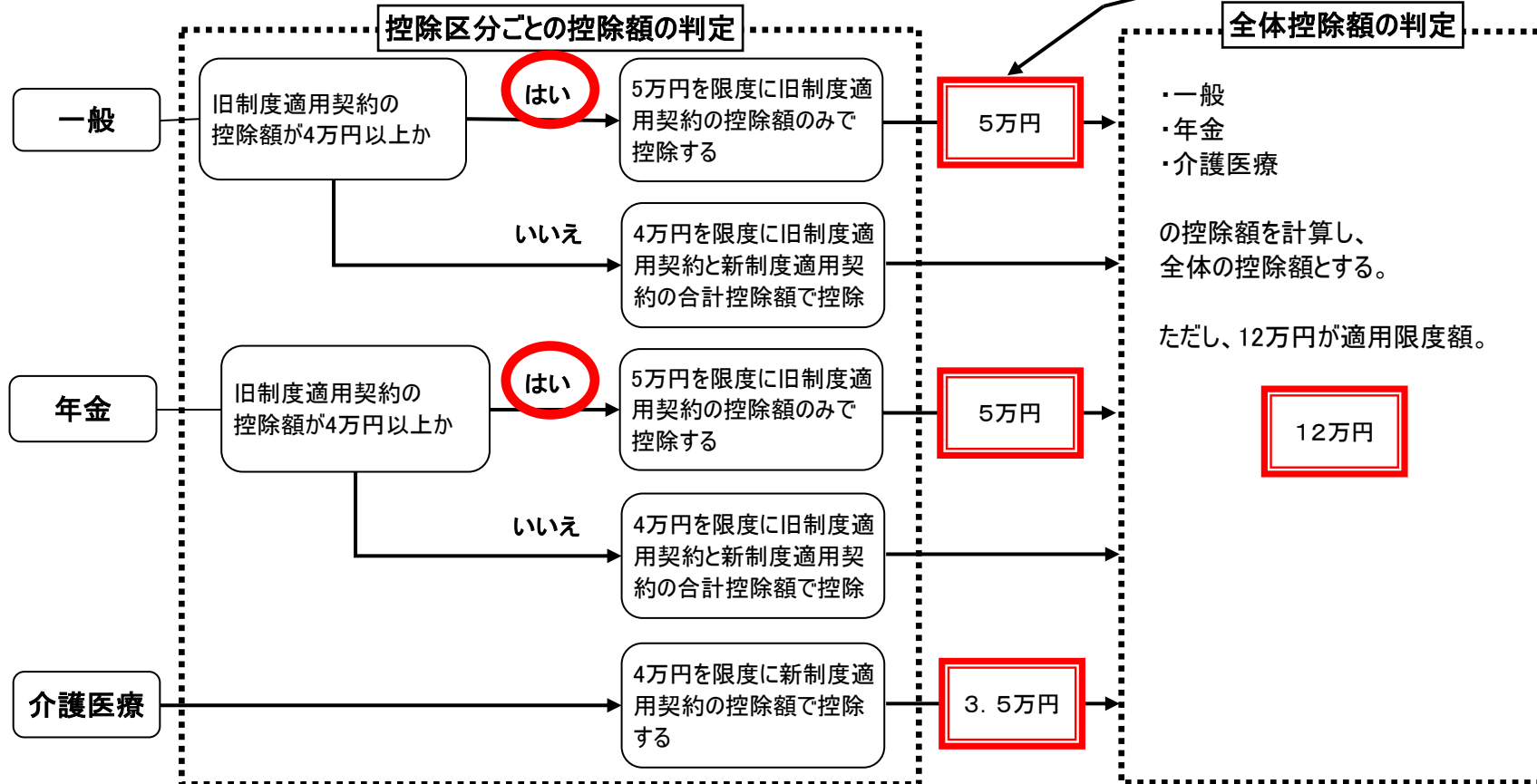
平成24年以降の生命保険料控除額の算定要領

新旧両制度の契約に加入し、旧制度適用契約の控除額が4万円を超えているケース

加入例

	契約年月日	保険種類	適用制度	対象の保険料控除	年間支払保険料	控除額
【契約1】	平成24年4月1日	定期保険	新制度	一般生命保険料控除	85,000	40,000
【契約2】	平成24年4月1日	医療保険	新制度	介護医療保険料控除	60,000	35,000
【契約3】	平成18年4月1日	定期保険	旧制度	一般生命保険料控除	110,000	50,000
【契約4】	平成18年4月1日	年金保険	旧制度	個人年金保険料控除	110,000	50,000

旧制度適用契約の控除額が4万円を超える場合は、旧制度の控除限度額(このケースでは5万円)が控除額となります。



平成24年以降の生命保険料控除額の算定要領

新旧両制度の契約に加入し、旧制度適用契約の控除額が4万円以下のケース

加入例

	契約年月日	保険種類	適用制度	対象の保険料控除	年間支払保険料	控除額
【契約1】	平成24年4月1日	定期保険	新制度	一般生命保険料控除	20,000	20,000
【契約2】	平成24年4月1日	年金保険	新制度	個人年金保険料控除	30,000	25,000
【契約3】	平成24年4月1日	医療保険	新制度	介護医療保険料控除	80,000	40,000
【契約4】	平成18年4月1日	定期保険	旧制度	一般生命保険料控除	30,000	27,500
【契約5】	平成18年4月1日	年金保険	旧制度	個人年金保険料控除	20,000	20,000

旧制度適用契約の控除額が4万円を超えない場合は、旧制度適用契約と新制度適用契約の合計が控除額となります。(ただし4万円を限度とします)

